

災害発生時等の備えに係る追加検討事項について

総務省政策統括官（統計基準担当）室

【第1回共通基盤WGにおける委員意見】

災害発生時の対応指針には、災害発生後も通常業務をいかに継続していくかの観点から規定されているが、災害に伴い新たに発生する事務への対応といった内容を当該指針に盛り込むことが必要

【東日本大震災後の対応（例）】

○ 調査事項の追加

[総務省]

- ・就業構造基本調査（平成24年3月承認）
- ・住宅・土地統計調査（平成25年2月承認）

[文部科学省]

- ・民間企業の研究活動に関する調査（平成24年11月承認）

○ 新たな調査の実施

[内閣府]

- ・東日本大震災における地震・津波時の避難に関する実態調査（平成24年7月承認）
- ・避難における総合的対策の推進に関する実態調査（平成24年11月承認）
- ・東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査（平成26年2月承認）

【対応方針（案）】

本年度中に、各府省における過去の災害後に新たに発生した業務について確認の上、新たに発生する事務への対応について対応指針に盛り込む必要があるかを検討し、結論を得る。